

## 8 勤労者のための支援制度

－働く方のための各種支援制度です－

### 【働く方のための各種支援制度】

施策（事業）名称	対象・内容・条件等										
<p>技能検定制度</p>	<p>◎労働者の技能のレベルを検定し、公証する国家検定制度</p> <p>受検資格：原則として検定職種に関する実務経験年数が必要。ただし、職業訓練歴、学歴等により短縮される場合があります。</p> <p>実施内容：学科試験及び実技試験</p> <p>受検料：学科試験 3,100円 実技試験 8,900～18,200円 ※35歳未満の方が2級・3級の実技試験を受ける際の受検料が減額されます。</p> <hr/> <p>【問い合わせ先】 岡山県職業能力開発協会 技能振興課 (086)225-1547 岡山県 産業労働部 労働雇用政策課 産業人材育成班 (086)226-7387</p>										
<p>ビジネス・キャリア検 定試験</p>	<p>◎ビジネス・パーソンの職務能力を認定・評価</p> <p>ビジネスキャリア検定試験</p> <p>目的：ビジネス・パーソンが担当する職務を適切に遂行するために必要な知識を身に付けることを支援します。</p> <p>分野：人事・人材開発、労務管理、経理・財務管理、生産管理 等</p> <hr/> <p>【問い合わせ先】 中央職業能力開発協会 能力開発支援部 ビジネス・キャリア試験課 (03)6758-2835</p>										
<p>コンピュータサービス 技能評価試験（公的資 格試験）</p>	<p>◎コンピュータを活用したワープロや表計算等を行う人々の能力評価試験</p> <p>試験の特長：単なる操作能力だけでなく、コンピュータを使っての実社会で即活用できる事務処理能力の評価です。</p> <p>受験資格：制限はありません</p> <p>試験内容：</p> <table border="1" data-bbox="507 1402 1401 1554"> <thead> <tr> <th>試験部門</th> <th>等級</th> <th>受験手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">・ワープロ部門 ・表計算部門</td> <td>1級</td> <td>7,970円</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>6,710円</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>5,350円</td> </tr> </tbody> </table> <p>受験申請受付：4月～翌年3月の随時 試験実施：5月～翌年3月の随時 合格発表日：試験実施日の約1か月後</p> <hr/> <p>【問い合わせ先】 岡山県職業能力開発協会 総務・能力開発課 (086)225-1546</p>	試験部門	等級	受験手数料	・ワープロ部門 ・表計算部門	1級	7,970円	2級	6,710円	3級	5,350円
試験部門	等級	受験手数料									
・ワープロ部門 ・表計算部門	1級	7,970円									
	2級	6,710円									
	3級	5,350円									

施策（事業）名称	対象・内容・条件等
職業訓練指導員免許	<p>◎職業訓練を行う人の国家資格</p> <p>職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設等において、職業訓練指導を行う指導員に必要な資格です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・免許取得方法 県が実施する職業訓練指導員試験に合格するほか、職業能力開発協会が実施する職業訓練指導員講習を受講するなどの方法で取得します。 なお、学歴・職歴・資格等により試験科目の一部又は全部が免除される制度もあります。</li> </ul> <hr/> <p>【問い合わせ先】 岡山県 産業労働部 労働雇用政策課 産業人材育成班 (086)226-7387</p>
職業訓練指導員講習	<p>◎職業訓練指導員として必要な指導技法等についての講習会</p> <p>職業能力開発促進法に基づき実施する講習です。本講習の修了証書交付者には、申請により県知事から「職業訓練指導員免許証」が交付されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・期 間：10月7日～9日、10月21日～23日の6日間(48時間)</li> <li>・受講資格：1級技能検定合格者等</li> <li>・受講定員：30名</li> </ul> <hr/> <p>【問い合わせ先】 岡山県職業能力開発協会 総務・能力開発課 (086)225-1546</p>
在職者訓練	<p>◎在職者のための短期職業訓練</p> <p>在職者の技術・技能向上のため、各種専門分野で比較的短期間の技術講習を開催します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者：在職者</li> <li>・コース数及び定員：21コース、定員445人 建築配管、電気工事、溶接、塗装、左官、縫製、低圧電気取扱等</li> <li>・受講料：無料（ただし、教材費等一部受講者負担）</li> </ul> <hr/> <p>【問い合わせ先】 岡山県立南部高等技術専門校 (086)424-3311 北部高等技術専門校 (0868)26-1125 北部高等技術専門校美作校 (0868)72-0453 岡山県 産業労働部 労働雇用政策課 産業人材育成班 (086)226-7387</p>

施策（事業）名称	対象・内容・条件等
若年技能者人材育成支援等事業（厚生労働省委託事業）	<p>◎中小企業等における若年技能者の人材育成を積極的に支援</p> <p>内容：ものづくりマイスターを派遣し、実技指導を行うなど高度な技能（技能検定、競技大会の課題）の習得等を支援                      対象：製造業及び建設業の中小企業及び各教育訓練機関の若年技能者</p> <hr/> <p>【問い合わせ先】                      岡山県職業能力開発協会 岡山県技能振興コーナー (086)225-1580</p>
卓越した技能者（現代の名工）表彰	<p>◎全国の優秀技能者を厚生労働大臣が表彰</p> <p>対象者：全国を通じて技能が最高水準にあり、他の模範となる優れた技能者                      推薦方法：市町村長、関係団体の推薦に基づき、県審査を経て厚生労働大臣へ推薦                      本県被表彰者：63名（昭和42～平成30年度）</p> <hr/> <p>【問い合わせ先】                      岡山県 産業労働部 労働雇用政策課 産業人材育成班 (086)226-7387</p>
優秀技能者表彰（職業能力開発事業）	<p>◎県内の優秀技能者を岡山県知事が表彰</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・極めて優れた技能を有し、全国的にも高く評価されている者。</li> <li>・表彰に係る技能を要する職業に10年以上従事し、現に当該職業に従事している者。</li> <li>・後進技能者の育成に尽力する等、労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した者。</li> <li>・勤務実績、日常行為等において、他の模範と認められる者。</li> </ul> <p>上記に該当し、市町村長、岡山県職業能力開発協会、民間産業団体等の推薦を受けた者から対象者を選定します。</p> <hr/> <p>【問い合わせ先】                      岡山県 産業労働部 労働雇用政策課 産業人材育成班 (086)226-7387</p>
おかやま未来の匠奨励賞の授与（職業能力開発事業）	<p>◎県内の一定の技能を有する若年技能者を岡山県産業労働部長が奨励</p> <p>35歳未満で、一定の技能を有するとともに後進の育成に努めるなど、若い世代にとって技能向上の模範であり、次のいずれかに該当する者。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①一定規模の参加者がある全国大会（技能の優劣を争うものに限る。）において入賞している者。</li> <li>② ①の全国大会へ出場するための地方予選大会（県大会以上のものに限る。）があるものについては、同大会で1位となった者。</li> <li>③ その他、①又は②に準ずるものとして特に認められる者。</li> </ol> <p>上記に該当し、岡山県職業能力開発協会、民間産業団体、高等学校等の推薦を受けた者から対象者を選定します。</p> <hr/> <p>【問い合わせ先】                      岡山県 産業労働部 労働雇用政策課 産業人材育成班 (086)226-7387</p>

施策（事業）名称	対象・内容・条件等																																																						
失業等給付	<p>◎失業したとき</p> <p><b>基本手当：</b>雇用保険の被保険者の方が、定年、倒産、自己都合などにより離職し、失業中の生活を心配しないで新しい仕事を探し、一日も早く再就職していただくために支給されるものです。</p> <p><b>支給要件：</b>(1) ハローワークに来所し、求職の申し込みを行い、就職しようとする積極的な意思があり、いつでも就職できる能力があるにもかかわらず、本人やハローワークの努力によっても、職業に就くことができない「失業の状態」にあること。 (2) 離職の日以前2年間に賃金支払の基礎となった日数が11日以上ある月が通算して12か月以上（倒産・解雇等による離職の場合は、離職の日以前1年間に賃金支払の基礎となった日数が11日以上ある月が通算して6か月以上ある場合でも可）の被保険者期間があることが必要です。</p> <p><b>支給額：</b>原則として離職した日の直前の6か月に毎月決まって支払われた賃金（賞与は除く）の合計額を180で割って算出した金額のおよそ50～80%（60歳～64歳については、45～80%）になります。</p> <p>(1) 契約期間満了、定年退職、自己の意思で離職した方（(2)(3)以外の全ての離職者）</p> <table border="1" data-bbox="512 797 1394 967"> <thead> <tr> <th data-bbox="512 797 911 920">被保険者であった期間 離職時の満年齢</th> <th data-bbox="911 797 1082 920">10年未満</th> <th data-bbox="1082 797 1236 920">10年以上 20年未満</th> <th data-bbox="1236 797 1394 920">20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="512 920 911 967">65歳未満</td> <td data-bbox="911 920 1082 967">90日</td> <td data-bbox="1082 920 1236 967">120日</td> <td data-bbox="1236 920 1394 967">150日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 倒産、解雇、一定要件を満たす雇止め等で離職された方（(3)を除く）</p> <table border="1" data-bbox="512 1021 1394 1384"> <thead> <tr> <th data-bbox="512 1021 778 1122">被保険者であった期間 離職時の満年齢</th> <th data-bbox="778 1021 895 1122">1年未満</th> <th data-bbox="895 1021 1011 1122">1年以上 5年未満</th> <th data-bbox="1011 1021 1128 1122">5年以上 10年未満</th> <th data-bbox="1128 1021 1244 1122">10年以上 20年未満</th> <th data-bbox="1244 1021 1394 1122">20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="512 1122 778 1171">30歳未満</td> <td data-bbox="778 1122 895 1171" rowspan="5">90日</td> <td data-bbox="895 1122 1011 1171">90日</td> <td data-bbox="1011 1122 1128 1171">120日</td> <td data-bbox="1128 1122 1244 1171">180日</td> <td data-bbox="1244 1122 1394 1171">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 1171 778 1220">30歳以上35歳未満</td> <td data-bbox="895 1171 1011 1220">120日</td> <td data-bbox="1011 1171 1128 1220">180日</td> <td data-bbox="1128 1171 1244 1220">210日</td> <td data-bbox="1244 1171 1394 1220">240日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 1220 778 1270">35歳以上45歳未満</td> <td data-bbox="895 1220 1011 1270">150日</td> <td data-bbox="1011 1220 1128 1270">240日</td> <td data-bbox="1128 1220 1244 1270">270日</td> <td data-bbox="1244 1220 1394 1270">330日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 1270 778 1319">45歳以上60歳未満</td> <td data-bbox="895 1270 1011 1319">180日</td> <td data-bbox="1011 1270 1128 1319">240日</td> <td data-bbox="1128 1270 1244 1319">270日</td> <td data-bbox="1244 1270 1394 1319">330日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 1319 778 1384">60歳以上65歳未満</td> <td data-bbox="895 1319 1011 1384">150日</td> <td data-bbox="1011 1319 1128 1384">180日</td> <td data-bbox="1128 1319 1244 1384">210日</td> <td data-bbox="1244 1319 1394 1384">240日</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一定要件を満たす雇止め等により離職された方に(2)の表が適用されるのは暫定措置です。（令和4年3月31日までの間に離職された方が対象）</p> <p>(3) 障害者等の就職が困難な方</p> <table border="1" data-bbox="512 1496 1166 1709"> <thead> <tr> <th data-bbox="512 1496 826 1585">被保険者であった期間 離職時の満年齢</th> <th data-bbox="826 1496 997 1585">1年未満</th> <th data-bbox="997 1496 1166 1585">1年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="512 1585 826 1637">45歳未満</td> <td data-bbox="826 1585 997 1637" rowspan="2">150日</td> <td data-bbox="997 1585 1166 1637">300日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 1637 826 1709">45歳以上65歳未満</td> <td data-bbox="997 1637 1166 1709">360日</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「1年未満」欄は、(2)に該当する理由又はその他やむを得ない理由により離職された方にのみ適用されます。</p> <p>なお、離職時の満年齢が65歳以上の方については、上記によらず次の表に基づいた支給になります。</p> <table border="1" data-bbox="480 1850 1420 1910"> <thead> <tr> <th data-bbox="480 1850 794 1883">被保険者であった期間</th> <th data-bbox="794 1850 1109 1883">1年未満</th> <th data-bbox="1109 1850 1420 1883">1年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="480 1883 794 1910">高年齢求職者給付金の額</td> <td data-bbox="794 1883 1109 1910">30日分</td> <td data-bbox="1109 1883 1420 1910">50日分</td> </tr> </tbody> </table> <p>※離職時の満年齢が65歳以上の方は、離職の日以前1年間に6か月以上の被保険者期間が必要となります。</p> <p>-----</p> <p><b>【問い合わせ先】</b> 管轄の公共職業安定所（ハローワーク）</p>	被保険者であった期間 離職時の満年齢	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	65歳未満	90日	120日	150日	被保険者であった期間 離職時の満年齢	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	30歳未満	90日	90日	120日	180日	—	30歳以上35歳未満	120日	180日	210日	240日	35歳以上45歳未満	150日	240日	270日	330日	45歳以上60歳未満	180日	240日	270日	330日	60歳以上65歳未満	150日	180日	210日	240日	被保険者であった期間 離職時の満年齢	1年未満	1年以上	45歳未満	150日	300日	45歳以上65歳未満	360日	被保険者であった期間	1年未満	1年以上	高年齢求職者給付金の額	30日分	50日分
被保険者であった期間 離職時の満年齢	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																																				
65歳未満	90日	120日	150日																																																				
被保険者であった期間 離職時の満年齢	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																																		
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—																																																		
30歳以上35歳未満		120日	180日	210日	240日																																																		
35歳以上45歳未満		150日	240日	270日	330日																																																		
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日																																																		
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日																																																		
被保険者であった期間 離職時の満年齢	1年未満	1年以上																																																					
45歳未満	150日	300日																																																					
45歳以上65歳未満		360日																																																					
被保険者であった期間	1年未満	1年以上																																																					
高年齢求職者給付金の額	30日分	50日分																																																					

施策（事業）名称	対象・内容・条件等
教育訓練給付	<p>◎労働者の能力開発を支援</p> <p><b>1 一般教育訓練に係る教育訓練給付</b>  働く人の主体的な能力開発の取組を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。</p> <p><b>支給要件：</b> 次の①または②のいずれかに該当する方であって、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受け、当該教育訓練を修了された方  ①雇用保険の被保険者  受講開始日において、支給要件期間（※1）が3年以上（※2）あること  ②雇用保険の被保険者であった方  受講開始日直前の被保険者でなくなった日が受講開始日以前1年以内（※3）にあり、受講開始日における支給要件期間が3年以上（※2）あること</p> <p><b>支給額：</b> 対象教育訓練を受け、修了した場合、その受講のために受講者本人が教育訓練実施者に対して支払った教育訓練経費の20％に相当する額  ただし、20％に相当する額が10万円を超える場合の支給額は10万円とし、4千円を超えない場合は支給されません。</p> <p><b>2 専門実践教育訓練に係る教育訓練給付</b>  働く人の主体的で、中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。</p> <p><b>支給要件：</b> 次の①または②のいずれかに該当する方であって、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受け、当該教育訓練を修了された方  ①雇用保険の被保険者  受講開始日に、雇用保険の被保険者のうち、支給要件期間（※1）が3年以上（※2）あること  ②雇用保険の被保険者であった方  被保険者資格を喪失した日以降、受講開始日までが1年以内（※3）であり、かつ支給要件期間が3年以上（※2）あること</p> <p><b>支給額：</b> 対象教育訓練を受講している間と、修了した場合、以下により支給されます。  ①専門実践教育訓練の受講中  受講者が支払った教育訓練経費×50％  4千円を超えない場合は支給されません。120万円を超える場合は120万円。  ②専門実践教育訓練の修了後  資格取得等をし、かつ修了した日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された場合  受講者が支払った教育訓練経費×70％  4千円を超えない場合は支給されません。168万円を超える場合は168万円。すでに支給した①の額との差額が追加支給されます。</p> <p>※1 支給要件期間とは、受講開始日までの間に雇用保険適用事業に被保険者として雇用された期間をいいます。  ※2 初めて一般教育訓練給付を受ける方は、支給要件期間1年（専門実践訓練の場合は2年）以上であること（暫定措置）  ※3 受講開始日において被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日以降1年間のうちに妊娠、出産、育児、病気、けが等の理由により、引き続き30日以上対象教育訓練の受講を開始できない日がある場合には、ハローワークにその旨を申し出ることにより、被保険者資格を喪失した日から受講開始日までの教育訓練給付の対象となり得る期間（適用対象期間）にその受講を開始できない日数（最大19年）を加算することができます。</p> <p>-----  <b>【問い合わせ先】</b>  管轄の公共職業安定所（ハローワーク）</p>

施策（事業）名称	対象・内容・条件等
<p>高年齢雇用継続給付</p>	<p>◎高年齢者の雇用継続を支援</p> <p>働く意欲と能力のある高年齢者の雇用の継続を援助・促進するための給付制度です。</p> <p>受給要件：雇用保険の被保険者であった期間が5年以上ある在職中の60歳以上65歳未満の一般被保険者が、原則として60歳時に比べ75%未満の賃金で就労していること。</p> <p>受給期間：65歳に達するまでの期間</p> <p>支給額：(1)60歳時点の賃金の61%以下に低下した場合 各月の賃金の15%相当額 (2)60歳時点の賃金の61%超75%未満の場合 その低下率に応じて、各月賃金の15%相当額未満の額</p> <hr/> <p>【問い合わせ先】 管轄の公共職業安定所（ハローワーク）</p>
<p>育児休業給付</p>	<p>◎育児休業取得後の職場復帰を支援</p> <p>満1歳又は1歳2か月未満の子を養育するための育児休業を取得しやすくし、その後の円滑な職場復帰を援助・促進するための給付制度です。</p> <p>受給要件：被保険者が1歳又は1歳2か月未満の子を養育するために育児休業を取得した場合に、休業開始日前の2年間に賃金支払基礎日数が11日以上ある月が12か月以上あること。</p> <p>受給期間：子が1歳又は1歳2か月に達する日まで（特別な事情がある場合に限り1歳半又は2歳に達する日まで） 「パパ・ママ育休プラス制度」を利用する場合 父母ともに育児休業を取得する場合は、一定の要件を満たす場合に、子が1歳2か月に達する日の前日までの間に、最大1年まで育児休業給付金が支給されます。</p> <p>支給額：1か月当たり、休業開始時賃金日額×支給日数（通常の場合は30日）×67%（ただし育児休業の開始から6ヶ月経過後は50%）</p> <hr/> <p>【問い合わせ先】 管轄の公共職業安定所（ハローワーク）</p>
<p>介護休業給付</p>	<p>◎家族の介護を支援</p> <p>受給要件：家族を介護するための休業をした場合に介護休業開始前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある月が12か月以上あること。</p> <p>受給期間：一人の家族につき1回の介護休業期間（最長3か月間）</p> <p>支給額：1か月当たり、休業開始時賃金日額×支給日数（通常の場合は30日）×67%</p> <hr/> <p>【問い合わせ先】 管轄の公共職業安定所（ハローワーク）</p>

施策（事業）名称	対象・内容・条件等
<p>ハロートレーニング （在職者訓練）</p>	<p>◎在職者の方を対象にした実践的な研修</p> <p>技術革新の進展や産業構造の変化に伴い、新製品の開発、多品種少量生産、生産性の向上などを担うことができる高度な人材を育成することが重要な課題となっています。</p> <p>こうした企業の人材育成ニーズに応えるため、在職者の方を対象に、ものづくり分野で必要とする実践的な知識・技能・技術を習得するための教育訓練を実施しています。訓練期間は、2～5日間程度。受講料が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■機械系…機械設計・製図、機械加工、溶接技術、測定、生産管理など</li> <li>■電気・電子系…電気工事、制御技術、ネットワーク構築など</li> <li>■建築系…建築設計・製図、建築施工など</li> </ul> <hr/> <p>【問い合わせ先】                      （独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 岡山支部                      岡山職業能力開発促進センター (086)246-2530  <a href="http://www3.jeed.or.jp/okayama/poly/zaishoku/index.html">http://www3.jeed.or.jp/okayama/poly/zaishoku/index.html</a></p>
<p>中小企業退職金共済制度 （中退共制度）</p>	<p>◎中小企業従業員が退職した時の支援</p> <p>中小企業者の相互共済と国の援助によって、中小企業独力では困難な退職金制度の整備を支援するものです。</p> <p>事業主が中退共と退職金共済契約を結び、毎月の掛金を金融機関に納付します。従業員が退職したときは、その従業員に中退共から退職金が直接支払われます。</p> <hr/> <p>【問い合わせ先】                      （独）勤労者退職金共済機構                      中小企業退職金共済事業本部（中退共） (03)6907-1234  <a href="http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/">http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/</a></p>
<p>労働問題の相談</p>	<p>3 相談・アドバイス                      【労働環境の整備に取り組む皆様へ】を参照（p69）</p>

